

議案第 31 号

四万十町郷土資料館条例の一部を改正する条例について

四万十町郷土資料館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町郷土資料館条例の一部を改正する条例

四万十町郷土資料館条例（平成18年四万十町条例第181号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（入場料）

第 3 条 資料館の入場料は、無料とする。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。